

9/10(火) 定例記者会見
質問に係る回答について
補足説明のうえ訂正いたします

令和元年9月17日
郡山市生活環境部
原子力災害総合対策課
担当：鈴木 道夫
TEL：924-4731

9月10日(火)に開催いたしました定例記者会見において、市議会9月定例会提出議案についての質問のうち、お答えいたしました内容について、次のとおり補足説明のうえ、訂正いたします。

1 質問の内容

議案第157号「訴えの提起について」に係る質問の中で、楽天損害保険株式会社に対して訴えを提起する裁判所はどこになるのか。

2 補足説明及び訂正

【当日の回答】 東京地裁と考えている。

↓

【補足説明及び訂正】 民事訴訟法第4条第1項により、訴えは被告の所在地を所管する裁判所の管轄となっておりますが、同法第5条第1項第1号の規定により、財産上の訴えについては、義務履行地を管轄する裁判所に提起することができることから、提起する裁判所につきましては、今後、弁護士と検討してまいります。